

藤岡市太陽光発電設備設置事業指導要綱に関する施行基準

1 造成

- (1) 造成の計画は、現況の地形を可能な限り残存させ、保護すること。
- (2) 設置区域は、形質等の変更を最小限にとどめ、多量な土砂の移動を避けること。
- (3) 盛土工事を行うときは、のり面勾配を30度以下とし、高さ5メートル以下とすること。
- (4) 盛土工事を行うときは、良質土をもって敷均しを行い、30センチメートル毎に十分転圧し、締め固めすること。
- (5) 盛土工事を行うときは、設置区域の状況に応じて地下暗渠を設置し、草木等があるときは、これをすべて伐採除根すること。
- (6) 斜面状の地盤の上に盛土工事を行うときは、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう原地盤には段切りをすること。
- (7) のり面の崩壊を防止するため、筋芝埋込、吹付植生工等を行い、特にのり肩の処理については、十分注意すること。
- (8) 切土工事を行うときは、のり面勾配を原則として35度以下とすること。
- (9) 工事施工中は、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように湧水箇所及びのり面に仮排水路を設置するとともに、必要に応じて仮防災調整池、沈砂池等の土砂流出対策を施すこと。
- (10) 仮防災調整池、沈砂池等を設置するときは、工事の着手に先立って施工すること。

2 擁壁

- (1) 擁壁を設置するときは、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積造等とすること。
- (2) 水路、河川及び田畑等に接して擁壁を設置するときは、水路底、河床等から根入れ深さ等について、その安全性を確かめること。
- (3) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、国土交通大臣の認定したものをを用いるものとし、構造計算により、その安全性を確かめること。
- (4) 擁壁を設置するときは、高さを原則として1.8メートル以下とすること。

3 雨水排水

- (1) 雨水排水は、原則として設置区域で浸透処理すること。
- (2) 浸透処理施設を設置するときは、設置区域及び周辺の状況を勘案し、計画すること。
- (3) 土地の表層を防草シート等で被覆するときは、周辺の土地へ溢水がないようにすること。

(4) 調整池を設置するときは、設置区域及び周辺の状況を勘案し、その安全性を十分に調査し、設計すること。

(5) 計画雨水量の計算方法は、一般的に次の式を標準とすること。

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A \quad \dots \quad \text{合理式}$$

$$I = a / (t + b) \quad \dots \quad \text{タルボット式}$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

a, b : 定数

t : 流達時間 (分)

①降雨強度 (I) は、5年確率で想定される値以上を用いるものとし、

$I = 59.8 \text{ mm/hr}$ 、又は $I = 5,200 / (t + 27)$ で求められる値以上とする。

$$t = t_1 + t_2$$

t₁ : 流入時間 (標準 = 7分)

t₂ : 流下時間

$$t_2 = L / V \quad (\text{秒})$$

L = 流路長 (m)

V = 流速 (m/秒)

②流出係数 (C) は、土地の形状等を考慮し、次の値を用いることとする。

市街化区域の住宅地	0.90
市街化調整区域の住宅地	0.70
上記以外の住宅地	0.50
田	0.70
畑	0.60
雑種地	0.60 ~ 0.50
山林	0.60 ~ 0.40
不浸透性面	0.85 ~ 0.75

(6) 降雨強度 (I) は、群馬県内別降雨強度表を用いるものとし、設置区域の面積が5ヘクタール未満のときは5年確率以上、5ヘクタール以上のときは30年確率以上で計算を行うこと。

(7) 放流については、やむを得ず雨水排水を側溝等へ放流する場合、設置区域の面積が0.5ヘクタール未満のときは放流先水路 (一次放流先) のみ、0.5ヘクタール以上のときは下水道、河川その他の公共の水域までの排水能力を確認のうえ、管理者等の許可を得ること。

(8) 雨水排水施設の流量は、次の式を用いて算出すること。

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec)

A : 流水断面積 (m²)

V : 平均流速 (m/sec)

①平均流速 (V) は、次のマニング式を用いて算出すること。なお、流下能力の安全率は暗渠の場合 1.5 倍 (7 割水深)、開渠の場合 1.2 倍 (8 割水深) 以上で計算すること。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V : 平均流速 (m/sec)

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 勾配

②粗度係数 (n) は、次の値を用いること。

硬質塩化ビニール管 0.010

鉄筋コンクリート管渠・コンクリート 2 次製品 0.013

コンクリート造 0.016

石積ブロック・素掘りの開渠 0.025

③径深 (R) は、次の式を用いて算出すること。

$$R = A / P$$

R : 径深 (m)

A : 流水断面積 (m²)

P : 潤辺長 (m)

4 色彩等

- (1) 太陽光モジュールは、黒、濃紺、グレー等の低明度かつ低彩度が目立たないものを使用すること。
- (2) 太陽光モジュールは、低反射性で模様が目立たないものを使用すること。
- (3) 架台等は、光沢性や経年変化がないものを使用すること。

5 緑化等

- (1) 伐採の計画は、設置区域及び周辺の状況を勘案し、最小限に実施すること。
- (2) 森林等がある自然環境が豊かな場所に太陽光発電設備を設置するときは、既存樹木を活かした計画とすること。
- (3) やむを得ず樹木を伐採したときは、緑化等により周辺との景観に調和するよう配慮すること。

6 フェンス等

- (1) 設置区域の周囲は、原則としてフェンス等を設置し、外からの進入ができないようにすること。
- (2) フェンス等は、おおむね1.2メートル以上の高さを確保すること。
- (3) フェンス等は、可能な限り目立たないものとする。

7 配慮事項

- (1) 事業者は、賃貸借契約により設置区域の土地に発電設備設置事業を行うときは、固定資産税の課税額が大幅に上がることが想定されるため、土地所有者へ十分な説明を行うこと。
- (2) 事業者は、地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないよう、必要に応じて事前調査を行う等適切な防護の措置を講ずること。
- (3) 事業者は、太陽光発電設備の設置箇所と隣接する土地との境界から十分な距離をとること。
- (4) 事業者は、設置区域に災害危険区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等の発電設備設置事業を行うには適当でない土地を含んではならないこと。